

第 60 回長野県市町村対抗ゴルフ大会

開 催 日 : 令和 6 年 9 月 27 日 (金)

開催コース : 諏訪湖カントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「一般の罰(2 罰打)」となる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

- (1) アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) 12 番と 9 番ホール間の白杭を結んだ線を越えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則 16)

(a)修理地

- (1) 青杭を立て、白線で囲まれた区域。
- (2) グリーン前後を含み、フェアウェイの芝の長さかそれ以下の区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

(b)動かさない障害物

- (1) 排水溝
- (2) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。小砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。
- (3) 黄黒の縞杭(本競技には適用しない)
- (4) 道路に隣接するわだちはその道路の一部とみなす。
- (5) 複数の動かさない障害物が接している場合、それらはひとつの動かさない障害物として扱われる。
- (6) 動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。
- (7) 7 番ホールにおいてグリーン奥の保護フェンスに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、プレーヤーは次のことができる:
 - ・規則 16.1 に基づき罰なしの救済を受ける。または、
 - ・追加の選択肢として、元の球か別の球ドロップゾーンにドロップすることによって罰なしの救済を受ける。このドロップゾーンは、規則 14.3 に基づく救済エリアである。

3. プレー禁止区域

電磁誘導カート用の 2 本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

4. 不可分の物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

- (a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。
- (b) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

5. ドロップゾーン

7 番、8 番、17 番ホールにおいて、球がグリーン左側のレッドペナルティーエリアの中にある場合、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ 1 罰打で：

- ・規則 17.1 に基づき救済を受ける。または、
- ・追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップする。

このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

6. クラブと球の規格

(a)ストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。

(b)ストロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

7. ゴルフシューズ

ローカルルールひな型 G-7 を適用する。

8. プレーの中断と再開(規則 5.7)

(a)即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

(b)通常の中断(日没やコースがプレー不能)

規則 5.7b、c、d に従って処置すること。

(c)プレーの中断と再開の合図

即時中断	:	}	委員会の指示によりサイレンとカート無線を使用してプレーヤーに連絡する。 と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。
通常の中断	:		
プレーの再開	:		

9. 練習(規則 5.2)

ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

10. キャディー

プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

競技の条件

1. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。

2. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a および 20.2 に基づいて失格とする場合がある。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は、1人 30 球を限度とする。
4. アプローチ・バンカー練習場は使用禁止とする。
5. 携帯電話、スマートフォンのコース内及びクラブハウス内での使用は、緊急、もしくはルール参照の場合を除き禁止する。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	532	444	443	171	380	161	335	329	513	3,308
Par	5	4	4	3	4	3	4	4	5	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
368	343	355	162	345	500	203	523	407	3,206	6,514
4	4	4	3	4	5	3	5	4	36	72